

(趣旨)

第1条 この規則は、植生学会会則第24条の規定に基づき、植生学会運営委員会に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 運営委員会は、会長と副会長、運営委員をもって組織する。
2 副会長は、運営委員の中から会長が選任し、運営委員会に諮って委嘱する。

(委員)

第3条 運営委員は、以下のとおりとする。
(1) 全国から正会員の互選によって選ばれた全国選出委員
(2) 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地区居住の正会員の互選によって選ばれた地区選出委員
(3) 会長に指名された委員
2 運営委員の定員は、1号委員は5名、2号委員は7名、3号委員は若干名(上限3名)とする。ただし、2号委員は当該地区居住の正会員数が100名を超えるごとに1名増員する。
3 委員の任期は3年とし、連続3期の再任を妨げる。
4 2号委員が他地区に移動したときは運営委員の任を解く。
5 運営委員に欠員が生じた場合は、次点者を順次繰り上げて当選者とし、その任期は前任者の残任期間とする。
6 運営委員の選出に関するその他の事項は別に定める。

(運営委員会の開催)

第4条 運営委員会に議長を置き、会長をもって充てる。
2 議長は運営委員会を主催する。
3 議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名するものがこれを代行する。
4 運営委員会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、必要に応じて電磁的方法等による臨時の運営委員会を開催することができる。
5 運営委員が議題と理由を示して運営委員会の開催をもとめた場合は、議長はこれを開催しなくてはならない。
6 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき事前に意見を提示したもの、又は議長あるいは運営委員を代理として表決を委任したものは出席者とみなす。
7 長期出張、休職及び病気休暇等の事由により出席が困難なものは、運営委員会の開催要件には含まない。
8 議長が必要と認めるときは、運営委員会構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(審議事項及び方法)

第5条 運営委員会は、本会会則第4条に規定する事業目的のほか次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) 本会の基本方針の策定
(2) その他本会の運営に関する事項
2 議長及び運営委員は、議題を提出することができる。

第6条 運営委員会の議決が必要なときは、運営委員の過半数の賛同を得なければならぬ。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

第7条 運営委員会は議事要録及び配布資料を作成し保管するものとする。
2 議長は議事要録の確認を行う。
3 議事要録は植生学会誌の学会記事にて会員に公表する。

(専門委員会)

第8条 会の運営を円滑に実施するために、専門委員会を設置する。
(1) 編集委員会
(2) 企画委員会
(3) 表彰委員会
(4) 大会企画委員会
2 会長が必要と認めるときは、運営委員会の承認を得た後に臨時専門委員会を設置することができる。
3 専門委員会に委員長と副委員長をおく。副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
4 専門委員会委員長は、運営委員の中から会長が選任し、運営委員会に諮って委嘱する。副委員長は、運営委員の中から委員長が選任する。ただし、大会企画委員長は会長が、同副委員長は幹事長が兼務する。
5 専門委員会の規定は別に定める。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、学会事務局において処理する。

(守秘義務)

第10条 運営委員会構成員は、業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第11条 本規則の変更は総会の決議による。
第12条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関するその他の事項は別に定める。

附則 2015年10月11日 制定

1. 植生学会運営委員会設立年月日 1996年4月1日
2. この規定は2015年10月12日から施行する。

附則 2016年10月23日 改定

1. この規定は2016年10月24日から施行する。